

- (2) 市町が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料負担をなくしてください。

(回答)

障害福祉サービスに併せて、平成22年4月より、低所得(市民税非課税)の障害者等について、地域生活支援事業の移動支援、日常生活用具等の利用者負担も無料としています。また、地域活動支援センターの利用料は、すべての利用者が無料となっています。

市民税課税の障害者等の利用者負担の軽減については、障害福祉サービス同様、国の動きをみながら利便性を考慮しつつ事業を実施していきたいと考えています。

- (3) 障害がある人の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町単独で行ってください。

(回答)

グループホーム・ケアホームについては、「福井市社会福祉事業施設整備事業補助金交付要綱」に基づいて、建設費の補助をしております。

また、グループホーム・ケアホームは障害者自立支援法に基づき、広域的なサービスの提供がなされており、他市町からの利用者も多いことから、市単位での運営費補助は難しいと考えています。

- (4) 心身障害者医療費助成制度の市町単独助成分(65歳未満)の支給方法は『償還払い』となっています。現物給付制度に改善してください。

(回答)

重度心身障害児者医療費の助成制度の現物給付化については、申請手続や一時的な費用負担も要しないということで、利用者の利便性が図れるものであるとは認識しています。

しかし、現制度が県単事業であることや、医療機関の受診については広域性があるため、県は償還払い方式を標準として考えており、市単独で現物給付にすることは困難であると考えます。

県下統一したシステムの構築につきましては、その必要性は認識しておりますが、厳しい財政状況の中、医療費適正化が強く求められており、慎重に検討してまいりたいと考えます。